# 「新しい岩手県史編さん基本方針（仮称）」に係る検討事項

資料２

## １　前半項目（５項目）の記載内容（修正案）

※朱書き下線部：前回懇話会意見を踏まえた修正箇所等

| 第１　趣旨 | 第２　基本姿勢 | 第３　目的 | 第４　方針 | 第５　構成 |
|---|---|---|---|---|
| この基本方針は、新しい岩手県史（以下「新県史」という。）の編さん、刊行、周知・浸透及び利活用に関し、必要な事項を定めるものとする。 | 新県史の編さんは、様々な社会情勢の変化を踏まえ、岩手県に関わる人々（以下「県民」という。）の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、多種多様な資料を調査・収集し、多面的かつ多角的な視点で進める。 | １　岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。<br>２　岩手県の歴史に対する県民一人ひとりの理解と関心を深めるとともに、未来を考え、地域課題の解決や地域づくりに生かす知的資源とする。<br>３　岩手県に係る多種多様な歴史資料を県民共有の財産として後世に継承する。<br>４　岩手県の学術及び教育・文化の振興や地域課題の解決及び地域づくりに寄与するとともに、歴史に関わる人材を幅広く育成する。 | １　岩手県の変遷を東北地域や国内外の歴史の中で相対的に捉え、地域の特色を示すとともに、県民のくらしの歩みに着目し、それに立脚して叙述する。<br>２　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育をはじめとする幅広い分野で積極的に活用されるものとする。<br>３　県民の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、県内外に所在する多様な資料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す資料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、資料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止、利活用及び発信に取り組む。<br>４　最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする。<br>５　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築し、編さんを通じて、歴史研究や資料の保存・活用、伝統文化の継承や地域貢献の活動などを担う人材の育成に資するものとする。 | 新県史の編さんは、旧石器時代から現代までの、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の各分野を対象とし、通史及び資料編並びに別編その他で構成する。 |

※次ページ以降に、項目ごとに、前回（第３回）懇話会でいただいた御意見及び対応案等を記載

## ① 趣旨

≪前回（第３回）懇話会で掲示した記載内容イメージ≫

| 第１　趣旨 | 考え方 |
|---|---|
| **この基本方針(※１)は、新しい岩手県史（以下「新県史」(※２)という。）の編さん及び刊行(※３)に関し、必要な事項を定めるものとする。** | ※１：**名称を「基本方針」とするか「大綱」とするか等**については、**全項目の記載内容の整理後に検討**することとし、**「基本方針」で仮置き**する<br>※２：現行県史とは異なる**新しい岩手県史の編さんに取り組む**ことを明確化<br>※３：**編さん当初の段階から、刊行の在り方**（例：紙の本のみでなく、電子的な形での公開や活用等）**についても念頭に置く**ため、**「編さん」のみでなく、普及・活用を見据えた「刊行」までを含めた基本方針**である旨を明記 |

≪前回（第３回）懇話会でいただいた「御意見」及び「対応案」≫

| 御意見 | 対応案 |
|---|---|
| （熊谷 会長）<br>・　**「編さん、刊行」に加え、県民にどう「利用」してもらうか**、刊行したものを**どのように「活用」するかまで踏み込んだ基本方針**とすることが必要 | 基本方針に定める事項の対象を示す内容として、**「編さん」、「刊行」に加え、「周知・浸透」及び「利活用」を追記**する |
| （中村 構成員）<br>・　**「刊行」**という言葉のみでは、**本を刊行するという印象が強い**ことから、**デジタル媒体を含めた「活用」が伝わる表現を追記**することが必要 | |

≪修正案≫

| 第１　趣旨 |
|---|
| **この基本方針は、新しい岩手県史（以下「新県史」という。）の編さん、刊行、周知・浸透及び利活用に関し、必要な事項を定めるものとする。** |

## ② 基本姿勢

≪前回（第３回）懇話会で掲示した記載内容イメージ≫

| 第２　基本姿勢 | 考え方 |
|---|---|
| 新県史の編さんは、県民の幅広い参画(※１)と市町村等との緊密な連携(※２)の下、多種多様な史料を調査・収集(※3)し、多面的かつ多角的な視点(※4)で進める。 | ※１：**県民全体で共有・作成していく新県史として、県民参加**の視点を明確化<br>※２：**市町村史等の内容の進展を確実に反映**し、**市町村及び関係機関と連携して史料の調査・収集・保全等を図る**視点を明確化<br>※３：文字史料のほか、写真史料や音声データ、デジタル化されたデータなど、**様々な媒体の史料を収集し、複合的に活用**する視点を明確化<br>※４：時代を超えてつながる史料や県域を越えて関連する史料などを用い、**広い時間軸と地域的視野を持った様々な角度から調査**していく視点を明確化 |

≪前回（第３回）懇話会でいただいた「御意見」及び「対応案」≫

| 御意見 | 対応案 |
|---|---|
| （兼平 構成員、熊谷 構成員）<br>・　新県史を編さんするに当たり、**人口減少に代表される社会の多様な変化に対応していくことを明記**することが必要<br>・　**人口減少を意識した文言**を入れ、**現在編さんする目的意識や課題意識を明確**にすることが必要 | 前提として、人口減少をはじめとする**「様々な社会情勢の変化を踏まえ」を追記**する |
| （熊谷 会長、今野 構成員、熊谷 構成員）<br>・　**「県民」**について、交流人口の増加等を踏まえ、現在の県内居住者に限定せず、**幅広く対象を捉える「岩手県に関わる人々」といった概念に定義**することが必要 | 居住地や出身地等とは無関係に、**「岩手県に関わる人々」を「県民」と定義**する |
| （熊谷 会長、誉田 構成員、兼平 構成員、佐藤 構成員）<br>・　**文字史料に限らず、写真、図像、絵画、音声等を幅広く収集**することを考えれば、**「史料」ではなく、「資料」と表現**するべき<br>・　**県民に分かりやすい包括的な表現として「資料」**を用いることが必要 | **「資料」に統一**する（以降同様） |

≪修正案≫

**第２　基本姿勢**

新県史の編さんは、**様々な社会情勢の変化を踏まえ、岩手県に関わる人々（以下「県民」という。）**の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、多種多様な**資料**を調査・収集し、多面的かつ多角的な視点で進める。

## ③　目的

**≪前回（第３回）懇話会で掲示した記載内容イメージ≫**

| 第３　目的 | 考え方 |
|---|---|
| **１　岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。** | ○他県の基本方針における「**歴史の継承**」に対応<br>　地域の歴史や文化、そこで暮らしてきた人々の記憶など、**様々な角度から歴史を記述**し、**確かな形で残し**、子どもを含む**全ての世代に継承**していくことを明確化 |
| **２　岩手県の歴史への県民理解と関心を深め、未来を考える知的資源とする。** | ○他県の基本方針における「**歴史の理解増進**」に対応<br>　郷土自慢や排外主義につながりかねない「**愛着**」「**誇り**」**は用いず**、「**理解**」「**関心**」**を使用** |
| **３　岩手県に係る歴史資料を調査・収集し、保存・活用を図るとともに、発信を行いながら、県民共有の財産として後世に継承する。** | ○他県の基本方針における「**史料の調査・収集・保存・活用**」に対応<br>　「**史料をして語らしめる**」のとおり、時々の解釈に左右されない**史料の幅広な調査・収集・保存・活用**を行っていくことを明確化<br><br>○他県の基本方針における「**発信**」に対応<br>　収集した史料情報など**途中経過を含めた成果を積極的に発信**していくことを明確化 |
| **４　岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する。** | ○他県の基本方針における「**教育・文化等の振興**」に対応<br>　**学術的な基礎史料**としての役割から、**児童・生徒・学生が岩手を考える際の題材**となる役割まで、**県史が担う幅広い役割**を明確化<br><br>○他県の基本方針における「**歴史研究等を担う人材育成**」に対応<br>　**県史編さんを通し**、近世史の崩し字で書かれた古文書等、様々な**史料を読み、生かすことのできる人材の育成**を進めていくことを明確化 |

≪前回（第３回）懇話会でいただいた「御意見」及び「対応案」≫

| 御意見 | 対応案 |
| --- | --- |
| （誉田 構成員、中村 構成員）<br>・　**県民一人ひとりが自分の歴史を自分で作るという歴史認識・価値意識**を盛り込むことが必要<br>・　人口減少や人口流出などの**地域課題の解決に歴史を生かす視点**を盛り込むことが必要<br>・　**新県史編さんを地域づくり等にもつなげていく表現**を盛り込むことが必要 | 「2　岩手県の歴史への県民理解と関心を深め、未来を考える知的資源とする」<br>⇒「**2　岩手県の歴史に対する県民一人ひとりの理解と関心を深めるとともに、未来を考え、地域課題の解決や地域づくりに生かす知的資源とする**」に修正する |
| （熊谷会長）<br>・　**人口減少により社会が大きく変動する前**に、**様々な情報媒体で記録・保存する必要性**が伝わるような表現が必要 | 「3　岩手県に係る歴史資料を調査・収集し、保存・活用を図るとともに、発信を行いながら、県民共有の財産として後世に継承する」<br>⇒「**3　岩手県に係る多種多様な歴史資料を県民共有の財産として後世に継承する※**」に修正する<br>（※：**具体的取組は「方針」にのみ記載することとし(重複解消）、削除**） |
| （熊谷 会長、誉田 構成員、兼平 構成員、熊谷 構成員）<br>・　人口減少や人口流出などの**地域課題の解決に歴史を生かす視点**を盛り込むことが必要<br>・　**新県史編さんを地域づくり等にもつなげていく表現**を盛り込むことが必要<br>・　関係機関と連携し、**歴史研究を担う人材のみではなく、関係する分野の人材を幅広く育成**していくこと明記することが必要 | 「4　岩手県の学術及び教育・文化の振興に寄与するとともに、歴史研究及び史料の保存・活用を担う人材を育成する」<br>⇒「**4　岩手県の学術及び教育・文化の振興や地域課題の解決及び地域づくりに寄与するとともに、歴史に関わる人材※を幅広く育成する**」に修正する<br>（※：**具体的にどういった人材を育成するかは「方針」にのみ記載することとし(重複解消）、「歴史に関わる人材」と表現**） |

≪修正案≫

## 第３　目的

1　岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。

2　岩手県の歴史に対する県民一人ひとりの理解と関心を深めるとともに、未来を考え、地域課題の解決や地域づくりに生かす知的資源とする。

3　岩手県に係る多種多様な歴史資料を県民共有の財産として後世に継承する。

4　岩手県の学術及び教育・文化の振興や地域課題の解決及び地域づくりに寄与するとともに、歴史に関わる人材を幅広く育成する。

## ④　方針

**≪前回（第３回）懇話会で掲示した記載内容イメージ≫**

| 第４　方針 | 考え方 |
|---|---|
| **１　岩手県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、県民のくらしに着目し、地域の特色を示す。** | ○他県の基本方針における「**国内外の歴史の流れの位置付け**」に対応<br>広い枠組みの中で岩手県を相対化させる県史となるよう、行政区域や藩域等に限定せず、**国内外との関係など広域的に取り扱う**ことを明確化<br>○他県の基本方針における「**県民のくらしに着目**」に対応<br>**地域で暮らしてきた人々の視点**から**地域の歴史や文化、記憶を確かな形で残す**ことを明確化 |
| **２　最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする。** | ○他県の基本方針における「**出典の明示**」に対応<br>**史料の出典・記述根拠を明示**することを明確化<br>○他県の基本方針における「**高度な学術水準**」に対応<br>県の公式記録である**県史に適した学術水準を満たす**ことを明確化 |
| **３　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育に積極的に活用されるものとする。** | ○他県の基本方針における「**平易な表現**」「**ICT活用**」に対応<br>一人ひとりが理解し、共有できる県史となるよう、**分かりやすく記載**するとともに、**デジタル技術など多様な媒体の整備を見据える**ことを明確化<br>○他県の基本方針における「**県民に親しまれる**」に対応<br>**学習や教育の場**を含め、**広く県民が使いやすい県史**とすることを明確化 |
| **４　県内外に所在する多様な史料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す史料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、史料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止及び利活用を図る。** | ○他県における「**幅広な史料の調査・収集・保存・利活用**」に対応<br>文字・写真史料、音声・デジタル化されたデータなど、**様々な媒体の史料を収集**するとともに、その**保全を図りながら後世に残す**ことを明確化<br>○他県における「**特徴的な史料の重点収録**」「**地域に偏らない**」に対応<br>**地域の特色を捉えた史料**を、**各地域の地理的特性に着目して収録**していくことを明確化 |
| **５　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する。** | ○他県における「**市町村・関係機関との連携**」に対応<br>**市町村史等の内容を反映**し、**市町村及び関係機関と連携して史料の調査・収集・保全等を図る**ことを明確化 |

≪前回（第３回）懇話会でいただいた「御意見」及び「対応案」≫

| 御意見 | 対応案 |
| --- | --- |
| （熊谷 会長）<br>・　地域史は国史の従属物ではなく、地域の主体性の中で展　開した歴史があり、**岩手県の歴史を国の歴史の中に位置付けるのではなく、岩手県の歴史を基礎として、国の歴史などとの関係で相対化する視点**が必要 | 「１　岩手県の変遷を国内外の歴史的な流れの中に位置付け、県民のくらしに着目し、地域の特色を示す」<br>⇒「**１　岩手県の変遷を東北地域や国内外の歴史の中で相対的に捉え、地域の特色を示すとともに、県民のくらしの歩みに着目し、それに立脚して叙述する**」に修正する |
| （誉田 構成員）<br>・　**岩手県の歴史を国内外の歴史に従属させるのではなく**、地域独自の発展や主体性を重視し、**東北史や日本全体との関係の中で岩手の特色を捉える**ことが必要 | |
| （今野 構成員）<br>・　課題によっては、岩手県内だけでなく、日本や世界まで視野を広げて捉える必要があり、**国の政策を受けて岩手県や地域が対応したという従属的な叙述にならないよう、「位置付け」という表現を見直し、岩手・日本・世界を貫く課題の広がりを柔軟に表現**することが必要 | |
| | 「３　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育に積極的に活用されるものとする」<br>⇒「**２※1　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育をはじめとする幅広い分野で※2積極的に活用されるものとする**」に修正する<br>（※1：**「目的」と対応関係を整理し、順番変更**）<br>（※2：**教育のみに活用されるという印象にならないよう、「教育をはじめとする幅広い分野で」と表現**） |

≪前回（第３回）懇話会でいただいた「御意見」及び「対応案」≫

| 御意見 | 対応案 |
| --- | --- |
| （熊谷会長）<br>・　**歴史研究を専門家だけのものとせず、県史編さんを市民活動や県民活動の一環**として位置付け、**県民の参画を明記**することが必要 | ４　県内外に所在する多様な史料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す史料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、史料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止及び利活用を図る。<br>⇒「３※1　**県民の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、県内外に所在する多様な資料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す資料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、資料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止、利活用及び発信に取り組む**※2」に修正する<br>（※1：**「目的」と対応関係を整理し、順番変更**）<br>（※2：**資料を後世に継承する方法として「発信」を追加**） |
| （兼平 構成員、今野 構成員、佐藤 構成員、中村 構成員）<br>・　**目的で掲げる人材育成の方法について、方針において具体化し、明記することが必要**<br>・　**関係機関と連携**し、**歴史研究を担う人材のみではなく、関係する分野の人材を幅広く育成**していくこと明記することが必要<br>・　**文化の継承や地域貢献を担う人材などの担い手の育成**に関する視点が必要<br>・　人口減少により地域が大きく変動する中で、**地域活動を担う人材の育成を目的に位置付ける**ことが必要 | 「５　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築する」<br>⇒「**５　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築し、編さんを通じて、歴史研究や資料の保存・活用、伝統文化の継承や地域貢献の活動などを担う人材の育成に資するものとする**」に修正する |
| （今野 構成員）<br>・　**「目的」と「方針」に一貫性**を持たせることが必要 | **「目的」と「方針」の主な対応関係は次ページ**のとおり |

≪「③目的」と「④方針」の主な対応関係≫

| 第３　目的 | 第４　方針 |
| --- | --- |
| 1　岩手県の歩みや社会・県民生活の変遷、先人の努力と知恵を振り返り、幅広い世代に伝え残す。 | 1　岩手県の変遷を東北地域や国内外の歴史の中で相対的に捉え、地域の特色を示すとともに、県民のくらしの歩みに着目し、それに立脚して叙述する。 |
| 2　岩手県の歴史に対する県民一人ひとりの理解と関心を深めるとともに、未来を考え、地域課題の解決や地域づくりに生かす知的資源とする。 | 2　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育をはじめとする幅広い分野で積極的に活用されるものとする。 |
| 3　岩手県に係る多種多様な歴史資料を県民共有の財産として後世に継承する。 | 3　県民の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、県内外に所在する多様な資料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す資料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、資料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止、利活用及び発信に取り組む。 |
| 4　岩手県の学術及び教育・文化の振興や地域課題の解決及び地域づくりに寄与するとともに、歴史に関わる人材を幅広く育成する。 | 4　最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする。<br>5　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築し、編さんを通じて、歴史研究や資料の保存・活用、伝統文化の継承や地域貢献の活動などを担う人材の育成に資するものとする。 |

※当初は１・４・２・３・５の順⇒目的との関係性を分かりやすくするため、上記１～５の順に変更

≪修正案≫

## 第４　方針

１　岩手県の変遷を東北地域や国内外の歴史の中で相対的に捉え、地域の特色を示すとともに、県民のくらしの歩みに着目し、それに立脚して叙述する。

２　できる限り平易な表現で記述するとともに、写真、地図、挿図、統計資料、音声、映像などをデジタル技術も踏まえて収録し、広く県民に親しまれ、教育をはじめとする幅広い分野でに積極的に活用されるものとする。

３　県民の幅広い参画と市町村等との緊密な連携の下、県内外に所在する多様な資料を幅広く調査・収集し、岩手県の特徴を示す資料を、できる限り地域に偏らないよう重点的に収録するとともに、資料所有者等の理解と協力を得ながら、その保存、散逸防止、利活用及び発信に取り組む。

４　最新の学術的調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術水準を保つものとする。

５　市町村及び関係機関等と緊密な連携を図り、多くの県民が編さんに携わる体制を構築し、編さんを通じて、歴史研究や資料の保存・活用、伝統文化の継承や地域貢献の活動などを担う人材の育成に資するものとする。

## ⑤　構成

**≪前回（第３回）懇話会で掲示した記載内容イメージ≫**

| **第５　構成** | | **考え方** |
|---|---|---|
| **新県史の編さんは、** | | |
| （対象） | （想定１:**前回の続編**※長野県型）<br>**昭和16年以降を対象とする現代史とし、** | ○**始期**：現行県史の記述対象を昭和16年度までとしている理由が「新しい憲法下における県勢の動態は、日本が大戦に突入した時点から筆を起こすのが妥当であり、**昭和16年から現代までの県勢の沿革は、第二次の県史として起稿するべき**」⇒**「昭和16年以降の現代史」を対象**とする<br>○**終期**：東日本大震災津波のような出来事を区切りとすることも想定されるが、**社会や価値観は日々大きく変化**しており、**事後の歴史的評価も踏まえる必要**があることから、**現時点で終期を区切ることは適切ではない**<br>⇒**区切りを明確に定めず、幅を持たせ、今後の編さん過程において、適切な区切りを見出していく** |
| | （想定２:**県政150周年分**※滋賀県型）<br>**「盛岡県」から「岩手県」に改称した明治５年（県域確定は明治９年）から令和８年までの154年間を対象とする近現代史とし、** | ○**始期・終期**：**県政150周年を契機に開始する事業であることを重視**すれば、**岩手県の成立（県名改称及び県域確定）から、その後150年に当たる年まで**が対象となる<br>⇒**「『盛岡県』から『岩手県』に改称した明治５年（県域確定は明治９年）から令和８年までの154年間の近現代史」を対象**とする |
| | （想定３:**旧石器時代～現代**※高知県型）<br>**旧石器時代から現代までの、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の各分野を対象とし、** | ○**始期（終期は想定１と同様）**：1970年以降の**考古学研究の進展・成果**による歴史像の大変化、県史の基盤となる**各市町村史の成果の進展**等を踏まえ、**高度な学術レベルを持つ県史**とする<br>⇒**「旧石器時代から」を対象**とする<br>○**分野**：**現行県史の分野数５**（①上古・上代、②中世、③近世、④近代、⑤民俗）**と同数を基本**とした上で、**新たに「現代」を設定**するほか、**旧石器時代を区分する時代名は「先史」**となることを考慮する<br>⇒**「①先史・古代・中世、②近世、③近代、④現代、⑤民俗」を対象**とする |
| **通史及び資料編並びに別編その他で構成**する。 | | ○**資料編**：「史料をして語らしめる」との考え方に立ち、時々の解釈に左右されない**基礎史料を翻刻、掲示する「資料編」を作成**<br>○**別編その他**：現行県史同様、**「年表」などを作成** |

## 対象とする時代分野について

### 第３回懇話会でいただいた御意見

（熊谷 会長）
・　例えば、**戦時期**を捉えるためには、**昭和16年の太平洋戦争開戦**だけでなく、**満州事変**や、**それ以前の近代日本国家の在り方まで遡ることが必要**であり、**年代を区切っても、それ以前の歴史に触れざるを得ず、昭和16年以降から始めることに何ら意味はない**
・　ただし、全時代を扱う場合でも、単に古い時代から新しい時代を順に並べるのではなく、**メリハリは必要**であるため、例えば、**刊行数などにおいて、近現代にウエイト**を置いた県史することが必要

（誉田 構成員）
・　**現行県史には資料編がなく、県史として不十分との評価**があることを踏まえ、**現行県史に代わる新たな県史を作る趣旨**を考えれば、**岩手の地に人類が住み始めた時代から歴史を捉え直す**以外は考えられない

（兼平 構成員）
・　**現行県史刊行から60年が経過**している現状を踏まえ、**幅広く資料を収集し、資料編などの新たな県史を編さんする趣旨**を考えれば、**昭和16年以降や明治以降に限定せず、旧石器時代から現在までの歴史全体を新たに描く**以外あり得ない

（今野 構成員）
・　**現行県史の刊行から60年が経過**し、**各時代の研究水準は大きく進展**していることを踏まえ、**続編ではなく、旧石器時代から現在までの歴史全体を新たに描く**ことが必要
・　ただし、**昭和16年以降**は**現行県史による蓄積がなく**、ゼロからのスタートとなるため、**近現代に配慮が必要**

（佐藤 構成員）
・　**民俗を時代区分を越えた広い視点**で捉え、**芸能や伝説、考古資料などに関する民俗学の幅広な成果**を取り入れるため、**昭和16年以降や近代以降に限定せず、旧石器時代から現在までの全時代の資料を対象**とすることが必要

（熊谷 構成員）
・　比較対象にしている現在編さん中の３県とは異なり、岩手県では**過去20年間に世界文化遺産登録があり**、それをカバーする必要があり、**最も古い御所野遺跡が縄文時代の遺跡**であることを考えれば、**全時代を対象**とすることが必要

（中村 構成員）
・　**60年が経過した今、新たな県史を作る**という趣旨を考えれば、**旧石器時代から現在までの全時代を対象**とする以外あり得ない

**全構成員から「全時代を対象とするべき（全時代を対象とする以外の選択肢はあり得ない）」との御意見**

≪対応案≫

懇話会構成員からの御意見を踏まえ、下記理由から、**「全時代（旧石器時代～現代）を対象」とし、基本方針（素案）にその旨を明記**する。

（理由）

- **1970年代以降の大規模発掘調査成果等を踏まえた考古学研究の進展**により、**各時代の個々の文化財の位置付けが大きく更新**されていること
- **平成23年以降の３つの世界文化遺産登録**を通して、縄文時代、平安時代、江戸・明治時代における**各遺跡・文化の位置付けが大きく更新**されていること

  平成23年登録：平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－⇒平安時代の位置付け更新
  平成27年登録：明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業⇒江戸・明治時代の位置付け更新
  令和３年登録：北海道・北東北の縄文遺跡群⇒縄文時代の位置付け更新

- **現代史における大きな歴史の転換点である東日本大震災津波の教訓と記録の継承**と併せて、これまで繰り返されてきた**過去の自然災害と、それに向き合ってきた県民の歩みを歴史的な経過の中で明らかにする**必要があること
- **現行県史には、資料の所在や解説等を収録した資料編がない**ことから、**旧石器時代から現代までの全時代を対象とする資料を幅広く収集した上で、新たに資料編を作成**することにより、通史の記述根拠を明確にして後から検証可能な状況にするとともに、資料の所在や保存状況を把握して散逸防止につなげるほか、県民や教育現場において分かりやすく、活用しやすいものとすることが必要であること
- **県内全市町村において市町村史が刊行**されているが、**全て、現行県史の刊行後に編さん**されたものであるほか、**花巻市、北上市及び遠野市**において、現在、**先史から現代までを対象とする市史の編さんが進められる**など、**市町村史の編さんが進展**していることから、県史編さんにはこれらの成果も反映していく必要があること

ただし、一部構成員からの御意見にもあるように、**限られた予算・人の中で円滑に編さんを進めていくため、現行県史がカバーしていない近現代（特に戦後の現代史）にウエイトを置く（他の時代を薄くする）などのメリハリ**を、**実際の編さん過程において、各部会長等を委員とする編集委員会の場などを中心に検討・調整**を行っていく。

## 通史・資料編・別編の刊行構成について

### 第３回懇話会でいただいた御意見

（熊谷 会長）
- 「**別編**」では、**特定テーマに基づいた「特別編」**のような内容を検討することが必要
- 例えば、**岩手県の歴史は豊かな自然と自然災害に大きな影響**を受けてきたことから、**自然史・環境史を含む自然分野**を検討することが必要

（兼平 構成員）
- **環境史や災害史**は、**人間の歴史の基盤となる自然環境や災害を扱う分野**であり、**近年の他の自治体史では通史にその成果が取り入れられている**ことから、「**別編**」は、**通史の内容を単に抜き出すのではなく、岩手県の歴史的特色を示す特定テーマを扱う「テーマ史」**として、その**目的と位置付けを明確**にすることが必要
- ただし、**通史の全体像が見えてこなければ、岩手県の歴史的特色を示す特定テーマも見えてこない**ため、**「別編」のテーマ選定の検討は、編さん過程の中で行っていくべき**

（今野 構成員）
- 学校教員の地域史への関心が低下し、地域史の説明を博物館の学芸員に委ねる状況が多く、**教員が地域の歴史を語れず、子どもが学ぶ機会を得にくくなっている**ことから、「**別編**」において、**教材となる「子ども県史」**のようなものを作り、**学習や教育の場で使いやすい形**にすることが必要

（熊谷 構成員）
- **過去の津波の教訓によって守られた命**がある一方、**その教訓が十分に生かされず失われた命**もあることを踏まえ、**「災害」を独立した編として位置付け、災害の記録と教訓を体系的に整理**し、**災害・防災教育に活用**できるものとすることが必要

**多くの構成員から、「通史以外に、特定のテーマに基づく『別編』が必要である」との御意見**
**※第１回及び第２回懇話会において、全構成員から「資料編の作成は必要不可欠である」との御意見**

≪対応案≫

懇話会構成員からの御意見を踏まえ、下記理由から、**「通史」及び「資料編」のほか、「別編その他」を刊行構成項目とし、基本方針（素案）にその旨を明記**する。

【「別編その他」の想定】

**通史や資料編を補完**するものとして、必要に応じて、**岩手県を特徴付ける特定のテーマを取り上げた内容や、教育・普及を目的とした内容など**を「別編その他」として作成すること想定

| 想定される内容 | 考え方 |
|---|---|
| **災害編** | 東日本大震災津波などの岩手県を特徴付ける災害の歴史を多面的に明らかにし、その経験と教訓を後世に継承するとともに、防災教育や地域づくりに活用する |
| **自然編** | 岩手県の豊かな自然と、東日本大震災に代表される自然災害が、県民の暮らしや歴史の展開に大きな影響を与えてきたことを踏まえ、岩石、樹木、植生などの自然科学の分析成果を含む自然史・環境史を体系的に取り扱い、その成果を教育、防災、地域づくり等に活用する |
| **子ども県史** | 県史編さんの成果を子どもが学習で活用しやすくし、目的に掲げる教育・文化の振興を具体化する |
| **図説・図録編** | 写真、絵図、地図、文化財、統計、年表等を活用して岩手県の歴史を視覚的に分かりやすく示し、若年層や県史を初めて読む人の関心を喚起するとともに、学校教育、生涯学習、展示、講座、地域学習等における普及啓発に活用する |

ただし、一部構成員からの御意見を踏まえ、下記理由から、**「『別編その他』の作成内容（テーマ）は、実際の編さん過程において検討する」**こととする。

（理由）

- 岩手県を特徴付ける特定のテーマ選定は、**県史全体の構成が明らかになり、通史全体が見えてこなければ、通史との役割分担の点からも、具体的に判断することが難しい**こと
- **予算総額を抑制する観点**から、**「別編その他」を作成するための専門部会は設置せず、テーマに応じて既存の専門部会が連携し、調査・執筆等に対応**する必要があること
- **県民への普及啓発や学校教育、地域学習等での活用**を踏まえ、紙媒体のみでなく、**デジタル媒体を含む効果的な提供方法を幅広く検討**する必要があること

≪修正案≫

| 第５　構成 |
| --- |
| 新県史の編さんは、旧石器時代から現代までの、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の各分野を対象とし、通史及び資料編並びに別編その他で構成する。 |

## 2　後半項目（７項目）の記載内容

| 第６　期間 | 第７　計画 | 第８　監修 | 第９　組織 | 第10　情報提供 | 庶務 | 第11　その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 新県史の編さんに要する期間は、令和９年度から令和28年度までの20年間を目途とする。 | 新県史の編さんに当たっては、概ね５年ずつ４期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う。 | 新県史の編さんの統括的な指揮・監督を行うため、監修者を置く。 | １　新県史の編さんに関する重要事項を検討するため、新しい岩手県史編さん委員会を置く。<br>２　新県史の編さんに関する企画、編集、調整等を行うため、監修者及び各専門部会の正副部会長で構成される新しい岩手県史編さん編集委員会を置く。<br>３　新しい岩手県史編さん編集委員会による編集方針に基づき、専門分野における新県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集及び普及・広報活動等を行うため、専門的知識を有する学識者等で構成される新しい岩手県史編さん専門部会を置く。<br>４　新しい岩手県史編さん専門部会は、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の５部会とする。<br>５　庁内に新しい岩手県史編さん事務局を設け、新県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正及び編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。 | 新県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。<br>１　ホームページの公開やニュースレターの発行などにより、編さんの進捗状況や調査研究の成果、県民から寄せられた情報等を広く県民に周知する。<br>２　講演会やワークショップの実施など、市町村や関係機関等と連携し、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。 | － | この基本方針に定めるもののほか、新県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。 |

**※次ページ以降に、項目ごとに、他県の状況等を踏まえた岩手県の記載内容イメージを記載**

## ⑥　期間　　県史の編さんに要する期間を規定するもの

≪現在編さん中の高知県（全時代対象）の記載内容≫

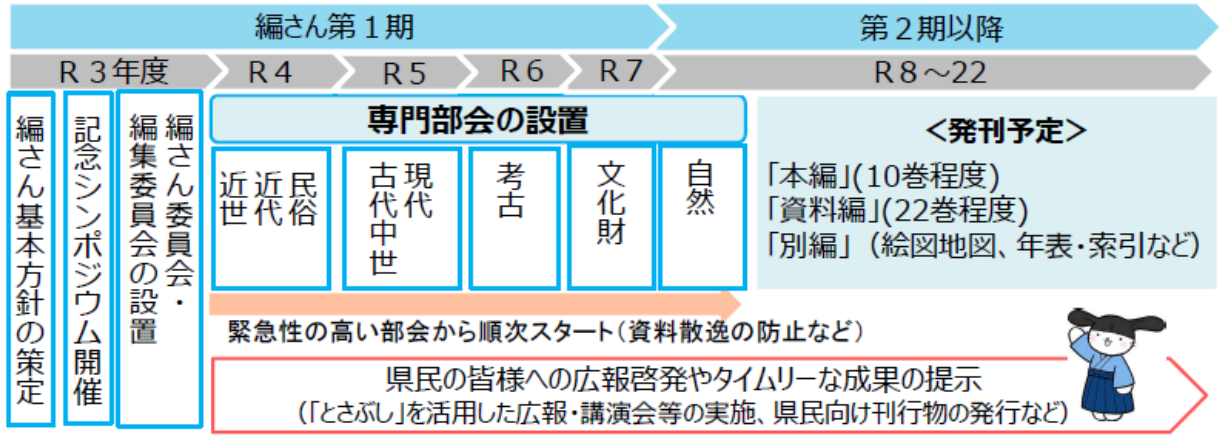
**高知県の記載内容**

県史の編さんに要する期間は、**令和３年度から令和22年度までの20年間を目途**とする。

（期間を「20年間」とした理由）
**旧石器時代から平成時代までの全時代を対象**に、**現行県史に「現代・文化財・自然」を加えた８分野、計32巻程度の県史編さんを想定し、刊行物ごとの調査・執筆・編集・刊行工程を積み上げて期間を算出し、20年**に設定（積み上げ資料は次ページ）

### 3　新県史の概要と全体スケジュール

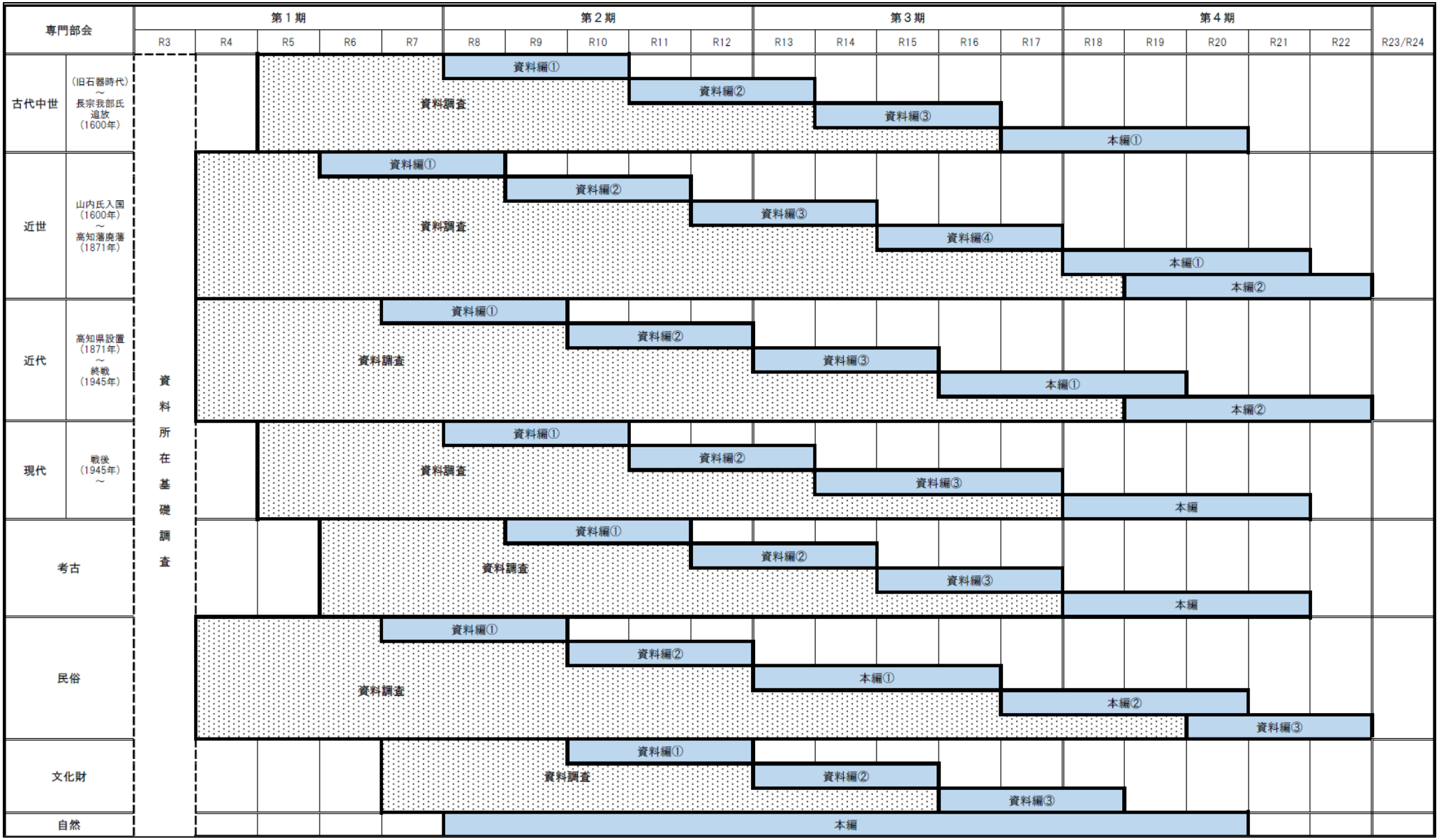
| | 新県史 | 【参考】 現県史 |
|---|---|---|
| 編さん期間 | **20年間 （R3～22）** | **15年間 （S38～52）** |
| 構成 | **計35巻程度**を想定<br><現県史に現代・文化財・自然を加えた8分野> | **計10巻**（本編5＋資料編5）<br><考古・古代中世・近世・近代・民俗の5分野> |




≪一般的な編さん作業の流れ≫

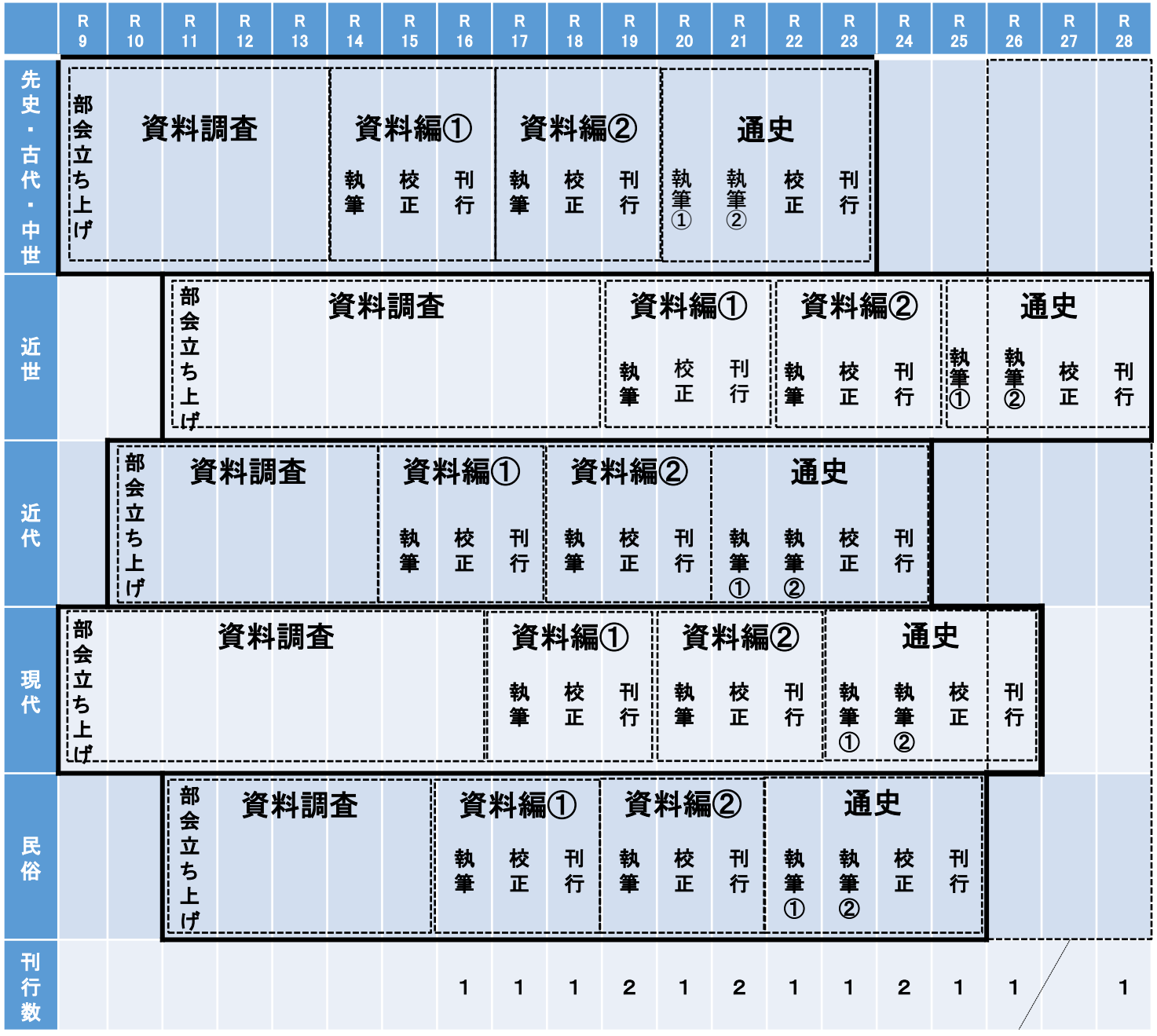



R5.9.21 第１回高知県史編さん委員会資料（抜粋）




- **部会の立ち上げは順次行う形**（各分野の資料編の作成時期をずらすことにより、業務量（予算）を平準化）
- **各分野の編さん作業の流れ　❶資料調査、❷資料編**（各分野２～４巻）**の作成、❸通史**（１～２巻）**の作成**
- **各分野の刊行までの基本サイクル　❶資料調査：３年間、❷資料編：１巻当たり３年間、❸通史：４年間**

≪岩手県の編さんスケジュール（イメージ）≫




（考え方）

Ｒ９から、編集委員となる部会長等（候補者）を中心に資料調査を開始するが、**部会の正式な立ち上げは順次行い、資料編の作成時期をずらす**ことにより、**業務量（予算）の平準化**を図る

※**左図記載の部会立ち上げ順はスケジュールイメージを作成するに当たっての便宜上のもの**であり、**実際の立ち上げ順は、別途**（基本方針最終案検討時等）、**検討**するもの

【各分野の編さん作業の流れ】

❶ 資料調査
❷ 資料編（各分野それぞれ２巻）の作成
❸ 通史の作成

【各分野の刊行までの基本サイクル】

❶ **資料調査：５年間**（高知県では３年間だが、岩手県は**前回県史編さん時の資料目録等が保存されておらず、長期間を要する**ため。また、「**近世**」は**くずし字等の解読を要する資料が多い**こと、「**現代※**」は**現行県史の蓄積がない**ことから、**他の部会の約1.5倍の８年間**と見込むもの。）
**※近代と現代の対象時期**を踏まえ、**両者で年数を調整**することも想定

❷ **資料編：１巻当たり３年間**（執筆１年、校正１年、刊行１年）×**２巻＝６年間**

❸ **通史：４年間**（執筆２年、校正１年、刊行１年）

**計：15年間(近世・現代は計18年間)**

≪岩手県の記載内容イメージ≫

| 第６　期間 |
| --- |
| 新県史の編さんに要する期間は、令和９年度から令和28年度までの20年間を目途とする。 |

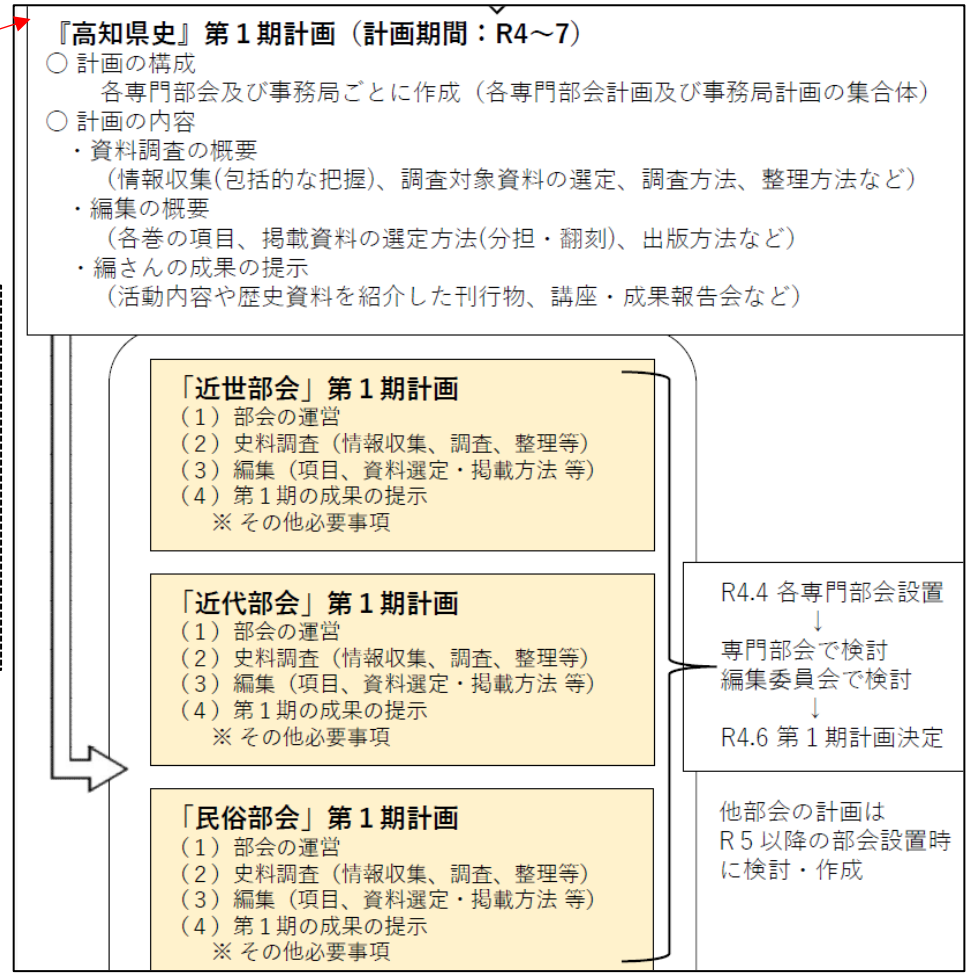
## ⑦　計画　　編さん期間における進捗管理の方法等を規定するもの（高知県のみが明記）

≪現在編さん中の高知県(全時代対象・期間20年間)の記載内容≫

**高知県の記載内容**

県史の編さんに当たっては、**概ね５年ずつ４期に分けて進捗を管理**し、**必要に応じて計画の見直しを行う**こととする。

**県史編さんが20年間**に及ぶ一方、**歴史資料の総量をあらかじめ確定することが難しく、各部会の調査・翻刻・執筆等の進捗にも不確定性**があることから、**専門部会ごとに、計画期間を５年程度とする「実施計画」を策定**した上で、**毎年度の実績や到達度を検証しながら進捗管理を行う**とともに、**必要に応じて実施計画を見直す**こととし、**その旨を基本方針に「計画」として明記**




R5.9.21 第１回高知県史編さん委員会資料（抜粋）

≪岩手県の記載内容イメージ≫

| 第７　計画 | 考え方 |
|---|---|
| **新県史の編さんに当たっては、概ね５年ずつ４期に分けて進捗を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う。** | 高知県の考え方同様、**20年間を４期に区分**し、**概ね５年間を一つの管理単位**とした**実施計画を専門部会ごとに策定**した上で、**毎年度の実績や到達度を検証しながら進捗管理を行う**とともに、**必要に応じて実施計画を見直す旨を明記** |

## ⑧　監修

**県史編さん全体の統括的な指揮・監督を担う監修者の設置を規定**するもの（**高知県のみ**が明記）

**≪現在編さん中の高知県(全時代対象・期間20年間)の記載内容≫**

**高知県の記載内容**

県史の編さんの**統括的な指揮・監督を行う**ため、**監修者を置く。**

（考え方：高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会議事録（抜粋））
- **高知県では、20年間にわたり、複数の専門部会がそれぞれの分野で調査、執筆及び編集**を進める想定としている
- このため、**編集委員会による企画及び専門部会間の調整のみでなく、県史全体を継続的に俯瞰し、編さんの方向性や進捗に責任を持って統括する特定の者**が必要である

**複数の専門部会による20年間の編さん作業を一貫した方向性の下で進めるため、合議体である編集委員会とは別に、県史編さん全体を統括的に指揮・監督する個人の責任者として「監修者」を設置**

**【参考：高知県史監修者】**
**京都大学　藤井 譲治 名誉教授**
（高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会の段階から検討に参画）

**≪岩手県の記載内容イメージ≫**

| **第８　監修** | **考え方** |
|---|---|
| **新県史の編さんの統括的な指揮・監督を行うため、監修者を置く。** | 高知県の考え方同様、各専門部会がそれぞれ進める調査・編集について、**部会横断的な課題や刊行物の仕様・編集方針等を全体的な観点から調整・判断**するなど、**県史編さん全体を統括的に指揮・監督する個人の責任者として「監修者」を設置する旨を明記**<br>※　人選は別途（基本方針最終案検討時等）、検討するもの |

## ⑨　組織　**県史の編さんを推進する組織及びその役割を規定**するもの

**≪現在編さん中の他県の記載内容≫**

| 県名 | 記載内容 |
|---|---|
| 長野県 | 1　**編さんに関する重要事項**を検討するため、**県史編さん委員会**（仮称）を置く。<br>2　県史編さん委員会の審議に基づき、**新県史の編さんに関する企画、専門部会間の調整及び新県史の編集方針**を定めるため、**県史編集委員会**（仮称）を置く。<br>3　県史編集委員会による編集方針に基づき、**新県史の編さんに必要な資料の調査、執筆及び編集等**を行うため、**分野別の専門部会**（仮称）を置く。 |
| 滋賀県 | 1　県史の編さんのため、滋賀県史編さん会議および県史編集会議を設置し、県史編集会議に専門部会を設置する。<br>2　**滋賀県史編さん会議**は、**県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項**について検討を行う。<br>3　**県史編集会議**は、県史編集委員長、同副委員長および専門部会の長で構成し、**専門部会間の調整**を図り、県史の編集を行う。<br>4　**専門部会**は、専門部会長および執筆委員で構成し、**専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等**を行う。<br>5　専門部会は、**政治・行政（戦前）、同（戦後）、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福祉、教育・文化・民俗の６部会**とする。<br>6　**滋賀県庁内に県史編さん事務局**を設け、**県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等**を行う。 |
| 高知県 | 県史の編さんに当たり、高知県史編さん委員会、高知県史編さん編集委員会、高知県史編さん専門部会及び高知県史編さん事務局を置く。<br>1　**高知県史編さん委員会**は、知事を委員長、監修者を副委員長として、関係団体の代表者及び各専門部会の部会長で構成され、**県史の編さんに関する重要事項**を審議する。<br>2　**高知県史編さん編集委員会**は、監修者及び各専門部会の正副部会長で構成され、**県史の編さんに関する企画及び各専門部会間の調整**を行う。<br>3　**高知県史編さん専門部会**は、知事から委嘱された専門的知識を有する学識者で構成され、各分野において、**県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集等**を行う。<br>4　高知県史編さん専門部会の構成は、**古代・中世、近世、近代、現代、考古、民俗、文化財、自然の８部会**を基本とし、その他の専門部会が必要となった場合は、高知県史編さん編集委員会での協議を経て、高知県史編さん委員会の承認を得た上で設置することができるものとする。<br>5　**庁内に高知県史編さん事務局**を設け、**県史の編さんに必要な資料調査、執筆・校正の補助、事業全般の庶務等**を行う。 |

- **３県とも、「県史編さんに関する重要事項を扱う委員会・会議」「編集及び専門部会間の調整を担う委員会・会議」「分野別の実作業を担う専門部会」の三層構造**
- **滋賀県、高知県**は**専門部会の構成を明記（長野県は記載せず）**しているほか、**事務局体制を記載（長野県は「⑪庶務」に記載）**

## ≪高知県史の編さん体制≫

委員名簿等は次ページのとおり

| | |
|---|---|
| 高知県史編さん委員会（18名） | 委員長：知事　副委員長：監修者　委員：関係団体の代表者、各専門部会長など |

***県史の編さん計画に関すること***
***全体の進捗管理に関すること***

***重要事項の協議・決定***

| | |
|---|---|
| 高知県史編さん編集委員会（17名） | 委員長：監修者　委員：各専門部会の部会長及び副部会長 |

***県史の編集・執筆に関すること***
***歴史資料の調査に関すること***

***編さん計画・体制等の部会間調整***

| | |
|---|---|
| 高知県史編さん専門部会（全８部会の予定） | 各専門部会に部会長、副部会長＋委員６名程度（各専門部会設置後、編さん状況に応じて任免） |

| 部会名 | 古代・中世 | 近世 | 近代 | 現代 | 考古 | 民俗 | 文化財 | 自然 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 設置予定期間 | R5～21 | R4～22 | R4～22 | R5～21 | R6～21 | R4～22 | R7～18 | R8～20 |

***歴史資料調査、部会協議の指示***
***協力委員の手配依頼***

***歴史資料調査、執筆・校正等の補助***
***委員会・専門部会の運営補助***

| | |
|---|---|
| 高知県史編さん事務局 | 専門部会の設置などに応じて、編さん体制の拡充を検討 |

***各専門部会の要請に応じて、市町村や関係団体に依頼***

***依頼のあった調査結果を報告、執筆原稿を提出***

| | 特別調査委員 | 執筆委員 | 調査協力員 |
|---|---|---|---|
| 協力委員など | 各専門部会員だけでは対応できない専門領域の調査 | 各専門部会員だけでは対応できない原稿の執筆 | 歴史系の大学(院)生、教員・学芸員のＯＢ、地域の郷土史家などに調査の協力を依頼 |

R5.9.21 第１回高知県史編さん委員会資料（抜粋）

## 高知県史編さん委員会　委員名簿

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 濵田　省司 | 高知県知事 |
| 副委員長（監修者） | 藤井　譲治 | 京都大学 名誉教授 |
| 委　員 | 古谷　純代 | 高知商工会議所 副会頭 |
| 委　員 | 中平　雅彦 | 株式会社高知新聞社 代表取締役社長 |
| 委　員 | 宅間　一之 | 土佐史談会 会長 |
| 委　員 | 竹﨑　実 | 高知県高等学校長協会 会長 |
| 委　員 | 福井　佳織 | 高知県小中学校長会 副会長 |
| 委　員 | 桑名　龍吾 | 高知県市長会 会長 |
| 委　員 | 上村　誠 | 高知県町村会 会長 |
| 委　員 | 今城　純子 | 高知県教育長 |
| 委員（古代中世部会長） | 井上　聡 | 東京大学史料編纂所 准教授 |
| 委員（近世部会長） | 渡部　淳 | 高知県立高知城歴史博物館 館長 |
| 委員（近代部会長） | 羽賀　祥二 | 名古屋大学 名誉教授 |
| 委員（現代部会長） | 大門　正克 | 横浜国立大学　名誉教授 |
| 委員（考古部会長） | 鋤柄　俊夫 | 同志社大学文化財保護研究センター<br>嘱託研究員 |
| 委員（民俗部会長） | 常光　徹 | 国立歴史民俗博物館 名誉教授 |
| 委員（文化財部会長） | 岡本　桂典 | 高知県文化財保護審議会 会長 |
| 委員（自然部会長） | 原　忠 | 高知大学理工学部 教授 |

**【構成員計18名】**
**○委員長：知事**
**○副委員長：監修者**
**○委員：**
**・経済団体、報道機関、地域史団体、教育機関、市町村会の代表者（８名）**
**・各部会長（８名）**

## 高知県史編さん編集委員会　委員名簿

| 専門部会 | | 氏名 | 職名 |
|---|---|---|---|
| 監修者 | 委員長 | 藤井　譲治 | 京都大学 名誉教授 |
| 古代中世 | 部会長 | 井上　聡 | 東京大学史料編纂所 准教授 |
| | 副部会長 | 津野　倫明 | 高知大学人文社会科学部 教授 |
| 近世 | 部会長 | 渡部　淳 | 高知城歴史博物館 館長 |
| | 副部会長 | 三宅　正浩 | 京都大学大学院文学研究科 准教授 |
| 近代 | 部会長 | 羽賀　祥二 | 名古屋大学 名誉教授 |
| | 副部会長 | 小幡　尚 | 高知大学人文社会科学部 教授 |
| 現代 | 部会長 | 大門　正克 | 横浜国立大学　名誉教授 |
| | 副部会長 | 岩佐　和幸 | 高知大学 人文社会科学部長 |
| 考古 | 部会長 | 鋤柄　俊夫 | 同志社大学文化財保護研究センター<br>嘱託研究員 |
| | 副部会長 | 松田　直則 | 高知県立歴史民俗資料館　副館長 |
| 民俗 | 部会長 | 常光　徹 | 国立歴史民俗博物館 名誉教授 |
| | 副部会長 | 佐藤　恵里 | 高知県立大学 名誉教授 |
| 文化財 | 部会長 | 岡本　桂典 | 高知県文化財保護審議会 会長 |
| | 副部会長 | 三浦　要一 | 高知県立大学 文化学部長 |
| 自然 | 部会長 | 原　忠 | 高知大学理工学部 教授 |
| | 副部会長 | 邑田　仁 | 東京大学 名誉教授 |

**【構成員計17名】**
**○委員長：監修者**
**○委員：**
**・各部会長（８名）**
**・各部会副部会長（８名）**

## 近代部会　委員名簿

| （分野等） | （氏名） | （所属等） |
|---|---|---|
| 部会長 | 羽賀　祥二 | 名古屋大学名誉 教授 |
| 副部会長 | 小幡 尚 | 高知大学人文社会科学部 教授 |
| 政治・行政　（行政） | 飯塚　一幸 | 京都橘大学文学部 教授 |
| 産業・経済　（商工業） | 小堀 聡 | 京都大学人文科学研究所 准教授 |
| 産業・経済　（農村） | 坂口 正彦 | 大阪商業大学経済学部 准教授 |
| 社会・文化 | 谷川 穣 | 京都大学大学院文学研究科 教授 |
| 政治・行政（自由民権） | 筒井 秀一 | 高知市立自由民権記念館　館長 |
| 政治・行政　（維新） | 奈良 勝司 | 広島大学大学院人間社会科学研究科 教授 |

**【構成員計８名】**
**・各分野の専門的知識を有する学識者等**

**※ 専門部会は、その他7部会の計8部会を設置**

## ≪岩手県における組織イメージ≫

### 編さん委員会

**【役割】重要事項の検討・決定、全体の進捗管理など**

【構成】委員長、副委員長（監修者）、委員で構成
委員は、各部会長のほか、経済・産業団体、報道機関、地域史・文化関係団体、教育機関、市町村会の代表者などを想定

【人数】16名程度（委員長１名、副委員長１名、部会長５名、関係団体９名程度）

### 編さん編集委員会

**【役割】企画、編集総括、専門部会間の調整など**

【構成】委員長（監修者）及び委員で構成
委員は、専門部会の各部会の部会長及び副部会長を想定

【人数】11名程度（委員長１名、部会長及び副部会長２名×５部会）

### 専門部会

- 先史・古代・中世部会
- 近世部会
- 近代部会
- 現代部会
- 民俗部会

**【役割】資料の調査、執筆、編集、普及・広報活動など（５部会共通）**

【構成】各分野の専門的知識を有する学識者等で構成

【人数】各８名程度

≪岩手県の記載内容イメージ≫

他県の考え方同様、**編さん委員会・編集委員会・専門部会の三層構造の組織体制**を明記する

| 第９　組織 | 考え方 |
|---|---|
| 1　新県史の編さんに関する重要事項を検討するため、新しい岩手県史編さん委員会を置く。 | ・　**重要事項の検討**を担う「**編さん委員会**」の設置を明記<br>・　**委員構成の内訳**は別途（基本方針最終案検討時等）、検討することとし、**明記しない** |
| 2　新県史の編さんに関する企画、編集、調整等を行うため、監修者及び各専門部会の正副部会長で構成される新しい岩手県史編さん編集委員会を置く。 | ・　**企画、編集、調整**等を担う「**編集委員会**」の設置を明記<br>・　**委員構成の内訳**は**監修者＋各専門部会の正副部会長と明記** |
| 3　新しい岩手県史編さん編集委員会による編集方針に基づき、専門分野における新県史の編さんに必要な資料の調査、執筆、編集及び普及・広報活動等を行うため、専門的知識を有する学識者等で構成される新しい岩手県史編さん専門部会を置く。 | ・　**専門分野における資料の調査、執筆、編集**等に加え、**普及・広報活動**も担う「**専門部会**」の設置を明記<br>・　**委員構成の内訳**は**専門知識を有する学識者等と明記** |
| 4　新しい岩手県史編さん専門部会は、先史・古代・中世、近世、近代、現代、民俗の５部会とする。 | ・　「構成」と連動した**５部会設置を明記** |
| 5　庁内に新しい岩手県史編さん事務局を設け、新県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正及び編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。 | ・　**事務局体制**について、長野県のように**独立させず**、滋賀県・高知県同様に**当章に入れ込む**（**課名等は明記しない**） |

※　各委員会・部会の人選（研究分野・研究者等）は、別途（基本方針最終案検討時等）、検討するもの

## ⑩ 情報提供　編さんの進捗状況や成果等の県民への提供方法等を規定するもの

**≪現在編さん中の他県の記載内容≫**

| 県名 | 記載内容 |
|---|---|
| 長野県 | **ワークショップの開催**や編さんの進捗状況の広報等により、**編さん過程を広く公開**して**県民の関心を高めるとともに、資料の調査・収集への県民参加を促す**。 |
| 滋賀県 | **県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため**、**編さんの進捗状況や新たな史実の発見といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報**などを、例えば**ホームページでの公開や逐次刊行物の発行、講演会の開催**を通じて**広く県民に提供**する。 |
| 高知県 | **県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため**、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。<br>1　**ホームページの公開やニュースレターの発行**などにより、**事業の成果や進捗状況を広く県民に周知**する。<br>2　**講演会やワークショップの実施**など、関係諸機関と連携しながら、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。 |

- **３県に共通**するのは「**県民の理解・協力等を得る**」「**進捗状況や成果等を広く提供**」を目的に、「**ホームページの公開、刊行物の発行、講演会・ワークショップの実施**」
- **滋賀県**では「**県民から寄せられた情報**」を含めた**多様な情報を幅広く県民に提供**することを明確化

**≪高知県の取組内容≫**




**刊行物の発行→**




**←歴史資料調査隊養成講座の実施**

≪岩手県の記載内容イメージ≫

| 第10　情報提供 | 考え方 |
| --- | --- |
| 新県史の編さんに対する県民の理解と協力を得るため、編さん期間を通して普及・広報活動に取り組む。 | 新県史編さんへの県民の理解と協力を得るため、普及・広報活動に取り組むことを明確化 |
| 1　ホームページの公開やニュースレターの発行などにより、編さんの進捗状況や調査研究の成果、県民から寄せられた情報等を広く県民に周知する。 | 編さんの途中経過や成果、様々な情報を、ホームページ上での公開やニュースレターの発行等を通して、積極的に発信していくことを明確化 |
| 2　講演会やワークショップの実施など、市町村や関係機関等と連携し、県民の歴史への関心を深める機会の創出に努める。 | 市町村や史談会等の関係機関との連携の下、講演会やワークショップなどを実施していくことを明確化 |

## ⑪　庶務

**編さんに係る庶務を担う担当課を規定**するもの（**長野県のみ**が明記）

**≪現在編さん中の他県の記載内容≫**

| 県名 | 記載内容 |
|---|---|
| 長野県 | **編さんに係る庶務**は、**県民文化部文化振興課**において行う。 |

**滋賀県、高知県**は「**⑨組織**」**に事務局体制を記載**

**≪岩手県の記載内容イメージ≫**

滋賀県、高知県の考え方同様、**「⑨組織」に記載することとし、「⑪庶務」は規定しない**

## ⑫　委任・その他

**基本方針に定める事項以外の必要な事項の取扱いを規定**するもの

**≪現在編さん中の他県の記載内容≫**

| 県名 | 記載内容 |
|---|---|
| 長野県 | **（その他）**<br>この大綱に定めるもののほか、新県史の編さんに関して**必要な事項は別に定める。** |
| 滋賀県 | **（その他）**<br>この大綱に定める事項を進めるための実施計画を定めるほか、県史の編さんに**必要な事項は別に定める。** |
| 高知県 | **（委任）**<br>この基本方針に定めるもののほか、県史の編さんに関して**必要な事項は別に定める。** |

**≪岩手県の記載内容イメージ≫**

| **11　その他** |
|---|
| **この基本方針に定めるもののほか、新県史の編さんに関して必要な事項は別に定める。** |

## 3　名称

≪現在編さん中の他県における名称≫

| 県名 | 名称 |
|---|---|
| 長野県 | 新しい長野県史編さん大綱 |
| 滋賀県 | 滋賀県史編さん大綱 |
| 高知県 | 高知県史編さん基本方針 |

≪岩手県の名称案≫

| 名称 | 考え方 |
|---|---|
| （案の１）<br>新しい岩手県史編さん基本方針 | （メリット）<br>・　聞き慣れた表現であり、県民にとって分かりやすい<br>・　新しい県史編さんの基本的な事項を定めるという目的が県民に伝わりやすい<br>（デメリット）<br>・　単なる県内部の方針と誤解されるおそれ |
| （案の２）<br>新しい岩手県史編さん大綱 | （メリット）<br>・　他県でも多く使われ、格調高い表現<br>（デメリット）<br>・　県民にとって馴染みがなく、意味（方針や計画との違い）が分かりにくい |
| （案の３）<br>新しい岩手県史編さん基本計画 | （メリット）<br>・　聞き慣れた表現であり、県民にとって分かりやすい<br>（デメリット）<br>・　基本的な事項の方向性を定めるのみで、年度別工程や刊行時期等を定めるものではないことから、計画と表現することに違和感<br>・　編さん開始後に策定する実施計画と混同するおそれ |

≪事務局案≫ **案の１：新しい岩手県史編さん基本方針**
（理由）県民とって最も分かりやすい名称と考えられるため。

※素案公表時（パブコメ等）の段階では「(仮称)」を付すもの